

山口県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、山口県新型コロナウイルス感染症専門家会議（以下「専門家会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の発生による県民健康被害軽減と社会的混乱を最小限度に抑えるため、専門的・技術的事項について協議し、知事（山口県新型コロナウイルス感染症対策本部長）又は健康福祉部長（同副本部長）に対して意見、情報提供等を行なうことを目的とする。

(協議事項)

第3条 専門家会議は、次の事項について協議を行う。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の医療に関すること
- (2) その他必要と認める事項

(組織)

第4条 専門家会議は、山口県感染症健康危機管理協議会の委員及び山口県内の感染症指定病院の代表（各病院の医療職から1名）をもって構成する。

2 専門家会議は、必要と認める時に専門部会を設置し、部会規約によって運営することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 専門家会議に、次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門家会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

ただし、やむを得ない事由により欠席する場合は、委任状の提出又はその委員がその所属する団体等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

4 会議の議決は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

5 会議は、必要と認める時は、専門家会議に委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第9条 専門家会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営その他について必要な事項は、会長が専門家会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。